

予定価格の事前公表について

現在、「瀬戸市建設工事等に係る予定価格事前公表試行実施要領」に基づき、建設工事及び建設系コンサル業務については、予定価格の事前公表を行っていますが、下記の理由から継続して事前公表を行います。

- ア 透明性及び客観性の確保に資することができること。
- イ 競争入札への参加の判断基準となり、採算が見込めない入札を回避できるため、入札参加検討者の積算業務負担の軽減を図ることができること。
- ウ 入札不調の減少による適切な発注時期の確保、並びに複数回数の入札による入札参加者及び発注者の負担の軽減を図ることができること。
- エ 当市の平均落札率は、談合の疑いが極めて高くなる可能性があるとは判断される平均落札率95%を超えていないこと。また、工事成績評定が平均点以下の割合、及び下請企業が赤字となる可能性が高くなるおそれがあるとされる平均落札率85%を下回っておらず、入札制度として適正に運営できていると判断できること。

なお、逐次入札状況を確認し、特に適正な競争を阻害するような弊害が生じていると判断される場合には、制度の検証を行い、公表を見直すこととします。